

南砺市観光客受入環境整備事業 補助金募集概要



南砺市では、観光客を迎え入れるための施設整備にかかる経費の一部を支援します。

補助対象者

南砺市観光協会の会員

市の実施する観光振興策に協力できる（例：アンケート）

市内に事務所や活動場所がある宿泊事業者や飲食事業者

補助率

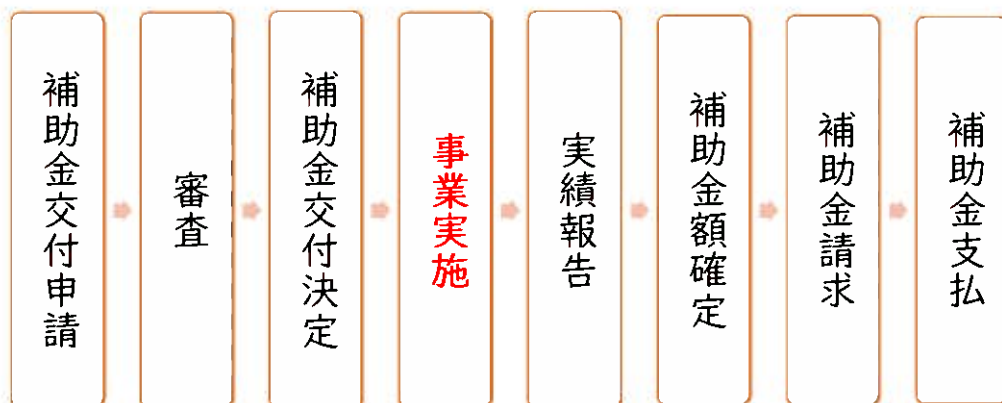
補助対象経費の2分の1以内

（消費税及び地方消費税は補助対象外）

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
無料講習無線 LAN 環境整備 （簡単な手続きで誰にでも利用 できるものに限る）	設備購入費 設置工事費 その他設置に係る初期費用	200,000円
クレジットカード決済環境整備	機器購入費 設置工事費 その他設置に係る初期費用	100,000円
機能強化を伴うトイレ、洗面所 及び風呂環境の整備	設備購入費 改修工事費 その他改修に係る経費	500,000円
外国語表記の看板整備	新設及び改修工事費 その他新設及び改修に係る経費	200,000円

※補助対象区分ごとに、1団体につき1回限りの交付です

補助金交付の流れ



※必ず事業実施前に申請書を提出してください。

提出書類 チェックリスト

【交付申請】

- 交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 施工場所写真
- 製品詳細（パンフレット等）
- 位置図
- 見積書
- 完納証明書

【変更申請】※交付申請した内容と変更したとき

- 変更（中止・廃止）申請書
- 変更事業計画書
- 変更収支予算書
- 変更内容が確認できる書類（位置図・カタログなど）

【実績報告】

- 実績報告書
- 事業実績書
- 収支決算書
- 施工後写真
- 請求書（業者からの）

【補助金請求】

- 請求書

申請の方法

下記ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、南砺市交流観光まちづくり課に郵送又は直接持参。

南砺市ホームページ「南砺市観光客受入環境整備事業補助金について」

<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=14011>

注意事項

- ・ 予算内を超える申請があった場合、補助金が交付できない場合があります。
- ・ 申請前に必ず「南砺市観光客受入環境整備事業補助金交付要綱」をご一読ください。
- ・ 申請前に事前に南砺市交流観光まちづくり課にご相談していただきますと、事業補助金交付までスムーズに行えます。

お気軽にお問い合わせください！

【お問い合わせ先】南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課

電話：076-323-2019

FAX：076-352-6349

メール：koryukankoka@city.nanto.lg.jp

